

令和7年1月22日  
中部地方整備局

## 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 鹿島建設株式会社  
及び住所 : 東京都港区元赤坂1-3-1
- 指名停止措置期間 : 令和7年1月22日から令和7年3月4日まで(6週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

## 4. 事 実 概 要

本件は、鹿島建設株式会社が受注した「令和4年度 41号門原1号トンネル工事」において、令和6年10月14日に発生した工事関係者事故である。

事故発生時は、坑口上部法面の鉄筋挿入工(無足場工法)を施工していた。施工の進捗に伴い、掘削機操作盤を電動ウインチとワイヤーロープで移設中、操作盤がラス網に引っかかったため、ワイヤーロープを動かして解消しようとした。その際、緩めたワイヤーロープが法肩付近の石(直径10~20cm程度、重さ3kg程度)に接触して落石が発生し、法面の下方にいた作業員に当たって負傷した。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である鹿島建設株式会社の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

## &lt;指名停止措置要領 別表第1&gt;

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也  
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138